

「政策評価制度の現状と課題—10年間の軌跡を踏まえて」

谷藤悦史（早稲田大学教授）

1.政策評価制度の展開過程

（10年の軌跡）

- 平成14年4月 政策評価法施行
- 平成17年6月 総務省「政策評価制度に関する見直しの方向性」整理
- 12月 「政策評価に関する基本方針」の改定
- ① 重要政策に関する評価の徹底
  - ② 政策評価と予算・決算の連携強化
  - ③ 評価の客観性の確保
  - ④ 国民への説明責任の徹底
- 平成19年 重要政策についての評価開始
- 事例：少子化対策
- ① 育児休暇制度
  - ② 子育て支援サービス
  - ③ ワークライフバランスの実現
- 規制評価の義務付け
- 規制の新設・改廃に規制の事前評価を義務づけ、各省で開始
- 平成20年 政策評価と予算・決算との連携強化
- 政策評価の予算への反映、決算における責任の明示化
- 平成22年 「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」策定
- 政策評価情報を公開する際の標準的な指針の決定
- 「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」が策定
- 租税特別措置等に係る政策評価を実施
- 平成23年 「政策評価の実施に関するガイドライン」改正
- 政策評価各府省連絡会議「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」を了承
- ・標準的な事前分析表
  - ・目標管理型政策評価の標準的な評価様式
- 平成24年 政策評価ポータルサイトの開設

(政策評価フレームの現状)

時期：事前評価 事後評価

評価方式：事業評価 実績評価 総合評価

評価対象：研究開発 公共事業 政府開発援助 規制 租税特別措置

(政策評価の実績)

・実施実績（平成23年度までの累積）

各省庁の実施件数 64,383件

総務省の統一・総合性評価 21件

・公共事業の休止・中止（平成23年度までの累積）

事業数 267事業

総事業費 4兆5,112億円

・政策への反映状況・事前評価（23年度）

評価実施件数 808件

24年度概算要求に反映したもの 249件（30.8%）

その内見直しを行ったもの 5件（0.6%）

・政策への反映状況・事後評価（23年度）

評価実施件数 1,144件

取り組み継続 959件（83.8%）

見直し 168件（14.7%）

休止・中止 17件（1.5%）

(地方公共団体の状況)

行政評価導入済み団体

都道府県 98%

政令指定都市 95%

中核市 95%

特例市 100%

市区 78%

町村 30%

活用状況（高い順に）

予算の要求・査定

事務事業の見直し

次年度重点背策・方針策定

総合計画等の進行管理

|                |          |
|----------------|----------|
| 成果評価（高い順に）     | 課題       |
| 成果の観点で施策・事業を検討 | 評価指標の設定  |
| 事務事業の廃止と予算削減   | 予算編成への活用 |
| 有効性、効率性向上      | 職員の意識改革  |
|                | 評価事務の効率化 |

総務省「地方公共団体における行政評価の取組状況」平成23年3月

## 2.政策評価の現状をどうとらえるか？

（政策評価のこれまでの傾向から指摘されること）

1. 事前、事後評価、事業評価、モデル事業評価、実績評価、総合評価、研究開発、公共事業、規制評価、租税特別措置など、評価方法と対象の拡大と多様化そしてPDCAサイクルの定着
2. 事前評価より事後評価、事業評価より実績評価など、とりわけ定量的な実績評価が主流
3. 年間の行政過程に政策評価がスケジュール化され、予算要求に際しその必要性、効率性、効果性を明示する慣行が定着
4. 政策評価制度の浸透と広がり、「評価文化」の定着

（政策評価制度の政府自身の課題認識）

- （1）政策目標の設定が未整備な事例が存在すること
- （2）進捗測定の判定基準が未整備な事例が存在すること
- （3）効果測定の測定領域が不明確で過大評価や過小評価につながっていること
- （4）目標が達成されない場合の原因分析が未成熟な例が散見すること
- （5）政策の継続、変更、廃止の検証が不十分な例があること
- （6）定量的手法の開発が中心で政策が必要としている人に届き、充足を引き出しているかの分析が不十分であること
- （7）政策の信頼度、利用可能性が向上しているかの定性的把握が閑却されていること

（総務省『政策評価の点検結果』平成22年3月を基に作成。）

（政策評価に関わる中での課題認識）

- （1）政策評価の日常化による評価作業量と評価文書の拡大
- （2）政策評価の手続きの確立と評価の形式化

- (3) 多くの評価・行政用語の発生と閉鎖化
- (4) 政策評価によって年次目標の達成度が解明されるが、中長期的目標との関連性、政策目的の達成度が系統的に示されないこと
- (5) 定量的手法の開発と利用の進展のなかで、定性的手法の開発が遅滞
- (6) 説明責任の未整備と政策評価に対する国民認知・理解、国民アクセス・支持の限定化
- (7) 事業・業績評価と範囲の広い政策評価が分離され非系統化されて実施
- (8) 政策、政策効果についての政治責任と行政責任の未分離
- (9) 品質管理への取り組みが未成熟
- (10) 政策評価制度の多元的利用がやや抑制的・閉鎖的  
(政策の改廃、プライオリティの組み替え、行政過程改善、  
人的資源開発・配置・利用・評価、組織の統廃合等)

- (1) から (5) : 「デザインの赤字」
- (6) から (7) : 「民主主義の赤字」
- (8) から (10) : 「運用上の赤字」 = 「発見的手段」としての利用可能性の限定

### 3. 求められる視点：政策評価視点の変遷を踏まえて

#### (政策評価視点の変遷)

#### 1) 80年代から90年代前期

- 新自由主義と NPM (新公共管理)
- 効率性モデル (3E モデル)
- 縮小モデル (Down Sizing モデル)

#### 2) 90年代後期から21世紀

##### NPM の修正

- 卓越性追求モデル
- 標準化 (ベンチマーク)
- 顧客ニーズと品質管理 (クオリティ管理)

#### 「第3の道」「活性化する政府」の中での「新しい公共」

- 国民参加モデル (例：国民パネル、国民モニター)
- 品質管理の包括化と統合 (PSA)
- 最適価(best value)と顧客充足 (例：デリバリー革命)

## トップダウンから学習する組織（ラーニングモデル）

### （政策評価制度の変容）

1. 評価指標の多元化
  - 1) インプット指標
  - 2) アウトプット指標
  - 3) 中間アウトカム指標
  - 4) 最終アウトカム指標
  - 5) 社会環境指標
  
2. 評価価値の多元化：3EからEsへ
  - 1) 経済性（Economy）
  - 2) 効率性（Efficiency）
  - 3) 効果性（Efficacy）
  - 4) 倫理性（Ethics）
  - 5) 公正性（Equity）
  - 6) エコロジー（Ecology）
  - 7) 共感性（Empathy）
  
3. 政策評価・評価指標の課題認識
  - 1) 公的組織ないし政策の多目的性
  - 2) 公的組織のプロセス指向性
  - 3) 公的組織の状況依存性（同一の社会経済条件から出発しない）
  - 4) 政策評価に伴うゲーミング
  - 5) 政策評価にともなう波及的逆効果
  - 6) 質的評価の低下と量的評価のインフレ
  - 7) 政策指標の洗練化に伴う専門家集団の台頭と市民影響の衰退
  
4. 政策評価と評価指標の機能強化
  - 1) 透明化
  - 2) 統制化
  - 3) 改善化
  - 4) 説明化
  - 5) 学習化
  - 6) 洗練化（評価）
  - 7) 専心化

## 8) 革新化・刷新化

### 5. 主要アプローチ

- 1) トップダウンから「学習し成長する」組織へ
- 2) 効率性管理から品質管理へ

#### 第1段階

##### 公共サービス協定 (P S A)

公共サービス目標と標準を共有 (中央政府、地方政府、独立行政法人)

「Investment for people's status (人々の地位のための投資)」

サービス内容の改善 デリバリーの改善

#### 第2段階

政策評価と検証に「ビジネス最優秀品質フレーム (B E Q F)」の利用

「Balanced Score Card (均衡スコアカードフレームワーク)」採用

評価理念

- 1) 政策評価は多面的
- 2) 多様な利害関係者の存在
- 3) 品質評価は多面的で変化
- 4) 政策・組織評価の均衡化

伝統的な経済的評価に非経済的評価

視点1) 「学習と成長」: 個々の職員の能力、資質、学習

組織改善、組織学習

2) 「内的業務過程」: 業務を遂行の価値へ焦点化

価値を提供の過程への支援

全ての利害関係者との関係の維持

3) 「顧客の視点」: サービス顧客の要求を満たしているか

4) 「経済的視点」: 経済性、効率、効果に関わる経済指標の妥当性

#### 小結

1. トップダウンの統括的アプローチから自律的学習と成長アプローチ
2. 評価指標、評価価値の多元化へ
3. 政策評価の適応可能性の追求へ (多元的利用と開放化)
4. 顧客視点の再強化と評価文化の定着へ

# 參考資料

# 目次

## 1 10年間の取組

- (1) 政策評価制度の導入
- (2) 政策評価法施行3年経過後の見直し
- (3) 「法施行3年経過後の見直し」以降の改善の取組

## 2 10年間の主な成果

- (1) 評価活動の充実
- (2) 評価結果の政策への適切な反映

# 1 10年間の取組

## (1) 政策評価制度の導入

### 「プラン偏重（企画偏重）の行政」への反省

- ✓ 法律の制定や予算の確保などに重点  
⇒ 政策の効果や、社会経済情勢の変化に基づき、政策を積極的に見直す活動は軽視されがち
- ✓ 政策の必要性、効果や負担（コスト）の説明が抽象的で不十分
- ✓ 厳しい財政事情  
⇒ より少ないリソースでより多くの効果を挙げることが問われる



|          |                             |
|----------|-----------------------------|
| 平成 9年12月 | 行政改革会議最終報告(制度導入の提言)         |
| 平成13年 1月 | 政策評価制度導入                    |
| 平成13年 6月 | 政策評価法(行政機関が行う政策の評価に関する法律)成立 |
| 平成14年 4月 | 政策評価法施行                     |

## (2) 政策評価法施行3年経過後の見直し

政策評価法は、附則第2条において、法施行3年経過後に法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを規定

平成16年12月 政策評価分科会「政策評価制度に関する見直しの論点整理」  
取りまとめ

平成17年 6月 総務省「政策評価制度に関する見直しの方向性」を整理



平成17年12月 「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定)を改定し、それを踏まえた取組を推進(主な取組内容は次ページ)

### 【改定のポイント】

- ①重要政策に関する評価の徹底
- ②政策評価と予算・決算との連携強化
- ③評価の客観性の確保
- ④国民への説明責任の徹底

# ＜基本方針の改定を踏まえた取組内容（主なもの）＞

## ① 重要政策に関する評価の徹底

- ▶ 前述の「政策評価に関する基本方針」改定を踏まえ、各府省は内閣の重要政策の評価を適時的確に実施
- ▶ 規制の新設又は改廃の際、規制の事前評価を実施することを各府省に義務付け
- ▶ 総務省が行う統一性・総合性確保評価の充実  
(国民の視点に立って評価の必要性が高い分野のテーマを選定)

## ② 政策評価と予算・決算との連携強化

- ▶ 政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるように、平成20年度予算から、予算書・決算書の表示科目の単位（項・事項）と政策評価の単位とを対応

## ③ 評価の客観性の確保

- ▶ 目標が明確であるか等評価の「やり方」の点検に加えて、評価の「内容」に踏み込んだ客観性担保評価活動を実施することで、評価のやり直し等改善を指摘

## ④ 国民への説明責任の徹底

- ▶ 政策目標ごとの評価結果を一覧表でわかりやすく整理するなど、各府省において評価情報を分かりやすく提供

## (3) 「法施行3年経過後の見直し」以降の改善の取組

行政刷新会議の「事業仕分け」（平成21年11月）における「政策評価、行政評価・監視」に対する「抜本的な機能強化」という評価結果を受けて、主に以下について取組み

### <主な取組内容>

#### ① 政策評価に関する情報公開徹底の促進

→国民への説明責任を徹底するため、評価書の作成や情報の公表についての標準的な指針を策定（平成22年5月ガイドライン策定）

#### ② 事前評価の拡充（租税特別措置等）

→法人税関係の租税特別措置等の新設、拡充・延長を要望する際には、事前評価を行うことを各府省に義務付け（平成22年5月政令改正等）

#### ③ 予算編成に資する政策評価の推進

→公共事業、租税特別措置等といった予算編成に関連が深い政策評価に特化して点検（平成22年度より）

→メリハリのある分かりやすい政策評価を推進する観点から、各府省の目標とその達成手段を一覧できる事前分析表や評価書の標準様式を全政府的に導入【詳細は次ページ】

# メリハリのある分かりやすい政策評価の推進

## ○ 事前分析表の導入(別紙1)

- ▶ 事前(施策の実施前)に施策目標を公表するとともにその達成手段(事務事業)との関係を整理
- ▶ 各府省共通の標準的な様式を全政府的に導入することにより、統一性・一覧性を確保

## ○ 評価書の標準様式の導入(別紙2)

- ▶ 重要な情報に焦点を絞って提示することにより、メリハリのある分かりやすい評価を推進
- ▶ 各府省共通の標準的な様式を全政府的に導入することにより、統一性・一覧性を確保

→平成23年度に試行的実施

→**平成24年度から本格実施**

※さらに、政策評価ポータルサイトの開設により、全府省の「政策体系」、主要な施策に関する「目標」、「評価情報」、「概算要求への反映状況」を1か所で全て把握できるようになり、国民により分かりやすく情報提供

平成24年度実施施策に係る事前分析表

(〇〇省24-①)

別紙1

(記入イメージ)

|                |                                 |                |                   |   |             |  |                    |             |           |                               |   |  |
|----------------|---------------------------------|----------------|-------------------|---|-------------|--|--------------------|-------------|-----------|-------------------------------|---|--|
| 施策名            | □□な△△の向上                        |                |                   |   | 担当部局名       | 〇〇局〇〇課   |                    |             |           | 作成責任者名<br>(※記入は任意)            | 〇〇課長 〇〇 〇〇  |  |
| 施策の概要          | 〇〇を推進する                         |                |                   |   | 政策体系上の位置付け  | 〇〇の形成を通じ△△の構築  |                    |             |           |                               |   |  |
| 達成すべき目標        | 全ての〇〇が……な程度に……できるような△△を実現       |                |                   |   | 目標設定の考え方・根拠 | ……との理念にしたがって、〇〇計画(閣議決定)において、「〇〇」と規定されている   |                    |             |           | 政策評価実施予定時期                    | 平成〇年〇月  |  |
| 測定指標           | 基準値                             | 基準年度           | 目標値               | 目標年度  | 年度ごとの目標値    |  |                    |             |           | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |   |  |
|                |                                 |                |                   |   | 24年度        | 25年度   | 26年度               | 27年度        | 28年度      |                               |   |  |
| 1              | 〇〇調査における△△率<br>(※4か年計画の場合の記入例)  | 50%            | 平成22年度            | 70%   | 平成26年度      | 〇%   | 〇%                 | 70%         | —         | —                             | ・本施策における重点事項を定めている〇〇計画(閣議決定)において、〇〇調査における△△率については、××年までに□□%にすることとされているため  |  |
| 2              | □□適合基準率<br>(※10か年計画の場合の記入例)     | 75%            | 平成23年度            | 90%   | 平成33年度      | —  | —                  | —           | —         | 83%                           | ・〇〇基本計画(閣議決定)の成果指標として□□適合基準率が、75%(H23)→83%(H28)→90%(H33)と規定されているため<br><small>中間段階において50%に満たない場合には、計画の見直しを実施</small> |  |
| 測定指標           | 基準                              | 基準年度           | 目標                | 目標年度  | 施策の進捗状況(目標) |  |                    |             |           | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠  |   |  |
|                |                                 |                |                   |   | 24年度        | 25年度   | 26年度               | 27年度        | 28年度      |                               |   |  |
| 3              | 〇〇〇事業計画の推進<br>(※5か年計画の場合の記入例)   | 計画対象事業の制度の拡充   | 平成22年度            | 〇〇事業計画の完了                                   | 平成27年度      | 対象事業選定の洗い出し  | 事業の進捗を管理するための計画の策定 | 〇〇事業計画の実施促進 | 〇〇事業計画の完了 | —                             | ・□□における第〇次△△計画(閣議決定)において、「平成〇年度までに……〇〇事業を完了する。」と規定されているため   |  |
| 測定指標           | 目標                              |                | 目標年度              | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠                |             |  |                    |             |           |                               |   |  |
|                |                                 |                |                   |   |             |  |                    |             |           |                               |   |  |
| 4              | 〇〇〇法の改正作業<br>(※単年度の目標設定の場合の記入例) | 改正法案を次期通常国会に提出 | 平成24年度            | ・〇〇大綱(閣議決定)において、次期通常国会への関連法の改正法案の提出を定めているため |             |  |                    |             |           |                               |   |  |
| 達成手段<br>(開始年度) | 補正後予算額(執行額)                     |                | 24年度<br>当初<br>予算額 | 関連する<br>指標                                  | 達成手段の概要等    |  |                    |             |           |                               |   |  |
|                | 22年度                            | 23年度           |                   |   |             |  |                    |             |           |                               |   |  |
| (1)            | 〇〇事業<br>(平成〇年度)(関連:24-①)        | …億円<br>(…億円)   | …億円               | …億円   | 1           | ・～において、〇〇を整備<br>・〇〇を整備することは、△△現在……人いる～に対し、〇〇を提供、促進することとなるため、測定指標の〇〇率を……%押し上げる効果があると見込んでいる<br>・〇〇整備率:〇%(〇〇の満足度:〇%)    |                    |             |           |                               |   |  |
| (2)            | 〇〇事業<br>(平成〇年度)                 | …億円<br>(…億円)   | …億円               | …億円   | 2           | ・～に対する支援として、〇〇を実施<br>・〇〇事業を実施することにより、主要な〇〇などを中心に連続した△△化を行う地区の総面積が増加し、一層の……の促進を図ることができると見込んでいる<br>・〇〇面積:〇㎡(〇〇の利用者:〇人) |                    |             |           |                               |   |  |
| (3)            | 〇〇に関する租税特別措置<br>(平成〇年度)         | —              | —                 | —   | 1           | ……   |                    |             |           |                               |   |  |
| (4)            | ××規制の適切な運用<br>(平成〇年度)           | —              | —                 | —   | 2           | ……   |                    |             |           |                               |   |  |

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(〇〇省23-①)

|                               |               |           |          |      |          |  |
|-------------------------------|---------------|-----------|----------|------|----------|--|
| 施策名                           |               |           |          |      |          |  |
| 施策の概要                         |               |           |          |      |          |  |
| 達成すべき目標                       |               |           |          |      |          |  |
| 施策の予算額・執行額等                   | 区分            | 21年度      | 22年度     | 23年度 | 24年度     |  |
|                               | 予算の状況<br>(千円) | 当初予算(a)   |          |      |          |  |
|                               |               | 補正予算(b)   |          |      |          |  |
|                               |               | 繰越し等(c)   |          |      | (※記入は任意) |  |
|                               |               | 合計(a+b+c) |          |      | (※記入は任意) |  |
| 執行額(千円)                       |               |           | (※記入は任意) |      |          |  |
| 施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) |               |           |          |      |          |  |

|      |          |             |             |     |     |     |     |     |
|------|----------|-------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 測定指標 | 指標A      | 基準値         | 実績値         |     |     |     |     | 目標値 |
|      |          | 〇年度         | 〇年度         | 〇年度 | 〇年度 | 〇年度 | 〇年度 | 〇年度 |
|      | 年度ごとの目標値 |             |             |     |     |     |     |     |
|      | 指標B      | 基準          | 施策の進捗状況(実績) |     |     |     |     | 目標  |
|      |          | 〇年度         | 〇年度         | 〇年度 | 〇年度 | 〇年度 | 〇年度 | 〇年度 |
|      | 年度ごとの目標値 |             |             |     |     |     |     |     |
| 指標C  |          | 施策の進捗状況(実績) |             |     |     |     | 目標  |     |
|      |          |             |             |     |     |     | 〇年度 |     |

|            |             |  |
|------------|-------------|--|
| 施策に関する評価結果 | 目標の達成状況     |  |
|            | 目標期間終了時点の総括 |  |

学識経験を有する者の知見の活用

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

|       |                    |          |
|-------|--------------------|----------|
| 担当部局名 | 作成責任者名<br>(※記入は任意) | 政策評価実施時期 |
|-------|--------------------|----------|



# 2 10年間の主な成果

## (1) 評価活動の充実①

### <評価対象について>

#### ○ 主要な行政目的に係る施策について、内閣の重要政策等を踏まえた政策評価が進展

- ▶ 施政方針演説等で取り上げられた事項について評価
- ▶ 内閣の重要政策との関連付けを評価書の中で明確化
- ▶ 政府全体の観点から経済財政諮問会議が提示した「政策評価の重要対象分野」の評価を実施

#### 【重要対象分野のテーマ（平成19年度、平成20年度選定）】

- ① 少子化社会対策に関連する施策（育児休業制度、子育て支援サービスなど）
- ② 若年者雇用対策
- ③ 地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険
- ④ 医師確保対策 など

## (1) 評価活動の充実②

- ▶総務省が行う統一性・総合性確保評価においても内閣の重要課題を踏まえたテーマを選定し、政策評価を実施

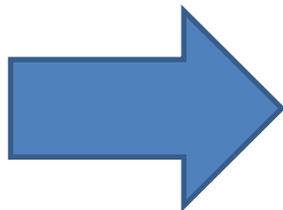
例：法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価（平成24年）

児童虐待の防止等に関する政策評価（平成24年）

- 事前評価の義務付け分野の拡充により、国民生活、社会経済に相当程度影響を及ぼすことが見込まれる分野等への評価が進展

### 【義務付け3分野】

- ①公共事業
- ②研究開発
- ③ODA



### 【義務付け5分野】

- ①～③
- ④規制（平成19年導入）
- ⑤租税特別措置等（平成22年導入）

## (1) 評価活動の充実③

### <評価手法の向上(質の向上)について>

- 実績評価が行われた政策のうち、目標として達成すべき水準が数値化等により特定されている指標を有する政策の割合が上昇

平成14年度：34.2% → 平成23年度：約70% (総務省試算値)

- 実績評価が行われた政策のうち、数値化等されている指標中にアウトカム指標を有する政策の割合が上昇

平成14年度：19.3% → 平成23年度：約50% (総務省試算値)

- 費用対効果分析マニュアル等が改善

例：公共事業の各分野ごとに実施要領・マニュアル等を累次改訂  
(平成14年4月1日以降、100を超える策定・改訂回数) 【改善例はP13、P14】

- 評価方式・分野別の共通課題を共有化

各府省の政策評価の共通課題を「政策評価の点検結果」としてとりまとめ、政府全体として共有化 (平成22年3月)

# (1) 評価活動の充実④

## 費用対効果分析マニュアル等の改善例①

### 公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(共通編)(国土交通省)

平成16年2月 公共事業の各分野間で、それまで整合性が十分に図られていなかった、費用便益分析において共通的に考慮すべき事項について規定

- ・純現在価値(B-C)、費用便益比(B/C)、経済的内部収益率(EIRR)の3指標を示す
- ・時間価値、人的損失額等について、事業分野間の整合性を確保
- ・事業全体に加え、残事業による再評価を実施 など

平成20年6月 既往研究の蓄積状況や諸外国の状況等を踏まえ、以下の評価手法について改訂

- ・CO<sub>2</sub>削減効果を貨幣換算するための原単位
- ・人命価値の評価方法

平成21年6月 需要予測等に関して情報開示する具体的内容について改訂

- ・需要予測の手法、入力するデータの時点・作成主体を公表する等、費用便益分析の算定に係る条件設定やデータ等に関する情報を分かりやすい形で公表する旨の規定を追加

<参考> 上記以外にも、国交省では、平成22年4月1日の実施要領改定において、事業化後、10年継続で1回目の再評価となっている規定を5年継続に短縮するほか、直轄事業等に関する再評価の実施サイクルを5年から3年にして、再評価の実施時期を短縮するなど、公共事業の進め方の透明性をより一層向上させるための取組を実施。

各事業分野の  
マニュアルに反映

土地区画整理事業における  
費用便益分析マニュアル(案)

港湾整備事業の  
費用対効果分析マニュアル

⋮

# (1) 評価活動の充実⑤

## 費用対効果分析マニュアル等の改善例②

- 砂防事業の事業期間は全体的に長期にわたっているため、それに伴い評価対象期間も長期のものとなり、残事業分の評価対象期間が約200年に及ぶ事業も存在する。

| 事業名         | 評価対象期間 |      |
|-------------|--------|------|
|             | 全事業    | 残事業  |
| 神通川水系直轄砂防事業 | 282年   | 191年 |
| 重信川水系直轄砂防事業 | 224年   | 162年 |
| ...         |        |      |

※ 治水経済調査マニュアル(案)及び土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)では、評価対象期間は、「施設整備期間+50年間」とされている。

**【総務省指摘】** (平成23年8月通知) 砂防事業の評価対象期間は全体的に長期であり、中には200年を超えるものも存在するが、200年後の状況を現時点において正確に予測することは困難ではないか。

### 【国土交通省の対応】

- 平成22年度からおおむね30年程度の中期的な目標を設定し、事業評価を行っている旨が示された。
- 中期的な目標やそれに基づく評価対象期間の設定について、費用便益分析マニュアルに定めるための検討を行っていく旨が示された。(以下のマニュアルを平成24年3月に策定)

#### 砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)(平成24年3月策定)

全体計画の事業実施計画が長期間に及ぶ場合等には、既往災害対応や一定目標の達成などを目標とした概ね30年間程度の今後の整備内容(中期的な計画)を設定し、それに対する費用便益分析を行うものとする。この場合の評価対象期間は、中期的な計画設定時点から中期的な計画完了後の50年間を含めた期間を対象として費用便益分析を行うものとする。

## (2) 評価結果の政策への適切な反映①

### <各府省における政策評価の活用>

各府省は、政策評価を実施し、その結果を政策へ反映

#### ①一般政策(※)における反映の例

- ・ 振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化 (平成21年度・警察庁)

「振り込め詐欺等の認知件数・被害総額が前年より増加し、今後とも予防活動等の推進が必要」との評価結果を受け、振り込め詐欺等への対策用資機材の整備等に要する経費を要求

- ・ 産業再配置施策の廃止 (平成18年度・経済産業省)

「企業の工場立地の判断要素が変わるなど、近年の経済情勢の変化に伴い、工業再配置を促進する政策の必要性が低下」との評価結果を受け、本施策を廃止

※研究開発、公共事業、ODA、規制、租税特別措置等以外のもの (以下同じ)

#### ②公共事業における反映の例

- ・ 上矢作ダム建設事業(岐阜県)の中止 (中止による残事業費 986億円)  
(平成21年度・国土交通省)
- ・ 吾妻川上流総合開発事業(群馬県)の中止 (中止による残事業費 819億円)  
(平成23年度・国土交通省)

## (2) 評価結果の政策への適切な反映②

### ③平成23年度における政策評価結果の反映状況

- ▶ 平成23年度の一般分野の政策の事後評価 388件中  
(平成23年度事後評価総件数：1,940件)
    - 評価対象政策を改善・見直し 153件
      - うち、評価対象政策の一部廃止、休止又は中止 11件
  - ▶ 平成23年度の未着手・未了の公共事業等の事後評価 720件  
(平成23年度事後評価総件数：1,940件)
    - うち、休止又は中止事業数は17事業、残事業費で2,268億円
  - ▶ 平成24年度概算要求における政策評価結果の反映
    - ・平成24年度概算要求における政策評価結果の反映額 △1,747億円 (※)
- ※ 総務省で各府省が公表している政策評価調書の計数を単純に合計

### <政府全体としての活用>

予算編成、税制改正、機構・定員審査、関税改正、財政投融资計画編成などにおいて、**政策評価結果を判断材料として活用**

例：平成24年度税制改正において、政策評価結果等を踏まえて検討を行い、見直し対象となった90項目の租税特別措置のうち、24項目を廃止・縮減  
(財務省公表)

### <総務省が行う統一性・総合性確保評価結果の政策への反映>

総務省は、国民の視点に立って評価の必要性が高い分野のテーマを選定して評価、**勧告**。関係府省は当該評価結果を政策へ反映

○法律改正につながったもの(例)

「少年の非行対策に関する政策評価」(平成19年1月)

評価結果を踏まえ、14歳未満の少年の少年院送致を可能とする等、少年法等を一部改正

○政令改正につながったもの(例)

「リサイクル対策に関する政策評価」(平成19年8月)

評価結果を踏まえ、対象機器を追加する等、家電リサイクル法施行令を改正

○計画の廃止につながったもの(例)

「リゾート地域の開発・整備に関する政策評価」(平成15年4月)

評価結果を踏まえ、総合保養地域整備法の規定に基づく国の基本方針を全面的に変更し、都道府県に通知。これを受け4県が同意基本構想を廃止